

2023年 2月 21日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次  

監視カメラについて (2)

当労組は当労組2020年5月16日付「監視カメラについて」を尾原社長宛送付しましたが、貴社は一切回答をなされず、団交拒否を続けておられます。今回、監視カメラについて改めて下記の通り、強く抗議申し上げるとともに、即時、全台数を撤去された上で、早急な団体交渉開催を求めます。

記

- 1 貴社本社工場及び同東工場には、「防犯カメラ」と言うよりも、「従業員監視カメラ」としか考えられない、多種多様のカメラが以下の通り大量に設置されています。
 - (1) 2021年4月29日(木)以降、当労組組合員を含む従業員に対し、何の説明も連絡もなく突然、コンシューマー(個人)向け監視カメラを一方的に設置されました。その数は実に、合計21台でした。
 - (2) 2021年10月14日~15日にかけてまた、今度は業務用監視カメラ4台を本社工場1階に一方的に増設され、これまた何も説明がされておりません。

- (3) 2022年6月頃に突如、コンシューマー（個人）向け監視カメラ9台を貴社本社工場及び同東工場に一方的に増設され、何ら説明がされておられません。
- (4) 2022年12月6日には、コンシューマー（個人）向け監視カメラ2台を本社工場1階に一方的に増設され、何ら説明がされておられません。そればかりか、この内1台は作業中の組合員が明らかに映り込む場所に設置しておられます。
- (5) 本年1月24日にも、コンシューマー（個人）向け監視カメラ1台を貴社本社工場1階に一方的に増設され、何ら説明がされておられません。
- (6) さらに、本年2月6日にも突如、貴社東工場に業務用監視カメラ3台を更新され、また新たに3台を同じく貴社東工場に一方的に増設、何ら説明がされておられません。そればかりか、この新たな3台は作業中の組合員を含む従業員が映り込む場所に設置しておられます。

2 上記監視カメラは合計35台に及び、とても正気の沙汰とは思えない異常な状況であります。

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による、2021年5月11日付「工場内監視カメラにつきまして」と題する電子メール本文に、「東工場測定室、本社2階エリアで、不正アクセスおよび、不法侵入の形跡が確認されました。そのため、皆さんに安心して働いていただくため、防犯の目的で出入口通路に、カメラを設置しています。」との「説明」が記載されていました。しかし、「不正アクセス」、「不法侵入」なる「事実」について何のご説明もなく、組合員を含む従業員は、「不正アクセス」や「不法侵入」の有無も分からず、従業員を監視するカメラの必要性の説明にはなっていないだけでなく単に「不安」や相互不信をあおっているだけに思えないでもありません。精神衛生の面からも、職場環境の面からも、貴社及び「業務Gr.」の片手落ちな言動は、「目に余る」を通り越して看過できない異常且つ不当と言わなければなりません。

3 本年2月6日に新たに増設した監視カメラは、①明らかに組合員を含む従業員に向けられており、②休憩場所として併用していることを承知の上で、③事前は何らご説明もなく、④団体交渉には応じないまま、⑤要求への回答もせず、一片の理も説明できないプライバシー侵害と不当労働行為であり、職場環境破壊と安衛法違反と断じざるを得ません。

2022年11月10日付、名古屋地方裁判所「決定」の「令和4年(ヨ)第10007号 記事削除仮処分申立事件」では「債権者(会社)が多数のカメラを設置したこと、カメラの設置に当たって従業員に十分な説明がなかったこと、休憩場所の出入口付近にもカメラを向けていることが認められるから、本件記事2⑭に適示された事実は真実であり、勤務時間中に室内及び休憩室の出入口付近を撮影していることからすれば、債務者(労働組合)らが従業員を監視する目的で設置されていると考えたことには相当な理由がある。また、1年余りの間にカメラの数が7台から31台にも増えたことからすれば、『常軌を逸した』監視カメラの大量設置との表現が相当性を欠くものとはいえない。」と判示しているように、当労組の監視カメラ撤去要求は正当であり、貴社は誠実に対応されるよう重ねて要求致します。

4 繰り返し以下の通り申し上げます。

(1) 個人情報保護法第24条は、「個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」と定めており、同条を担保すること及び適正な運用に資するため、過日「オハラ樹脂工業株式会社防犯(監視)カメラ設置運用規程」案を提案致しましたが、その際の案文(別紙)を再度提出致します。速やかな協議を求めます。

(2) 貴社が一方向的に設置したコンシューマー(個人)向け監視カメラは、サーバーと接続するタイプの製品仕様ではなく、スマートフォンでのWi-Fi接続と考えると、これまで撮影された不特定多数の個人情報の所在・運用がどのような扱いになっているのか極めて不安であります。従業員の個人情報がスマートフォンで管理されることなどあってはならない、杜撰この上ない個人情報流出懸念の重大事態であり、即刻全ての監視カメラを取り外した上で、当労組組合員を含む従業員に対し、謝罪された上情報の抹消をされるよう強く要求致します。

5 当労組と致しましては、上記1~4の要求に沿ったご回答を、本年2月28日(火)17時30分までに当労組分会宛為されると共に、同日までに全ての監視カメラを取り外されるよう強く要求致します。また、当労組「オハラ樹脂工業株式会社防犯(監視)カメラ設置運用規程」を含む本件に於ける速やかな団体交渉開催を再度強く要求致します。

6 また、団体交渉開催なくして問題解決は到底不可能であると考えているところ、下記

日程にて開催されるよう再度強く要求致します。尚、2020年9月8日、同年9月23日、同年12月21日、2022年9月2日、同年12月27日の団体交渉は、貴社開催条件で実施されている為、次回の団体交渉については当労組提案の開催条件で実施することは、当然の理と考えますので貴社の譲歩を求めます。

(1) 開催希望日

第一希望日：2023年3月7日（火）

第二希望日：2023年3月8日（水）

第三希望日：2023年3月9日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：地本、支部合計3名及び分会役員

傍聴参加：出席希望する当労組組合員（2020年6月2日開催の団交で相互に確認した、感染症対策に配慮した形態）

(2) 議 題

①貴社設置の監視カメラについて

②未解決の懸案事項

以 上